

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十八号

令和四年

十一月二十四日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を定める告示……………一
- 山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録に係る選挙時登録の基準日……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十八号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第八条第七項の規定により、令和五年一月二十二日執行予定の山梨県知事選挙において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定める。

令和四年十一月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

日本放送協会

株式会社テレビ山梨

株式会社山梨放送

山梨県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第三項の規定により、令和五年一月二十二日執行予定の山梨県知事選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和四年十一月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙時登録の基準日 令和五年一月四日(ただし、年齢については同年一月二十二日)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番